

病児・病後児保育予約管理システム使用に関する契約審査委員会設置要領

1 設置

松本市が病児・病後児保育予約管理システム使用に関する契約（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、優れた事業者を適正に選考するため、病児・病後児保育予約管理システムに関する契約審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、本業務に関する提案について総合的に審査を行い、最も優秀な提案をした提案参加者を優先交渉先として選考すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等によりその事務を遂行できない場合は、これを代理する。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員の出席が叶わない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 評価

各委員が、委員会で審査に供する提案書の評価を行う。

- (1) 評価方法 提案評価書、ならびにそれに対するプレゼンテーション説明を受けて提案書評価を行う。
- (2) 評価内容 提案書記載事項、補足説明、質疑応答に基づく提案書評価

6 審査

「病児・病後児保育予約管理システム使用に関する契約優先交渉先選考基準」に基づき、各委員の提案評価結果について審査を行うと共に価格評価を行い、優先交渉先を選考する。

7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

8 庶務

委員会の庶務（事務局）は、こども部こども育成課において処理する。

9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。